

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4月1日に元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行され、元号が「令和」に改められることとなります。

これを受け、今般、介護保険事務処理システムの変更に係る参考資料について、所要の変更を行うとともに、これまでご照会のあった部分の記載の整備を行いましたので送付いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本参考資料につきましては、後日、WAMNETに掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話 03-5253-1111（代）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 清水（内線2166）

<添付資料>

前回事務連絡(平成 31 年 1 月 28 日付)から内容に変更のあった資料は、次のとおり。

Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係
資料 5

	新旧対照表	仕様書・解説書
共通編	共通編	共通編
伝送システム仕様書 (インターネット編)	インターネット編	インターネット編

※ 変更のない資料は、前回事務連絡(平成 31 年 1 月 28 日付)を参照。